

第75回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月24日(木曜日)
午前10時(開場:午前9時)

開催場所

大阪市西区立売堀二丁目3番16号
当社本社ビル 7階会議室

末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

議案

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 会社法改正に伴う取締役等に対する業績連動型株式報酬制度再設定の件

目次

■ 招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
[添付書類]	
■ 事業報告	21
■ 連結計算書類	46
■ 計算書類	49
■ 監査報告	52



書面による
議決権行使の場合

行使期限

2021年6月23日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネット等による
議決権行使の場合

行使期限

2021年6月23日(水曜日)
午後5時30分受付分まで

証券コード 8051



株式会社 山善

新型コロナウイルス感染予防に に関するお知らせ

書面又はインターネット等により議決権を行使していただき、本株主総会当日のご来場は、可能な限りお控えいただきますようお願い申し上げます。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

なお、本株主総会当日は、当社役員及び運営スタッフは検温を含め体調を確認の上、マスク着用等で対応させていただきます。ご来場の株主様には、会場に用意しております消毒液での手指消毒及び正しいマスクの着用をお願いいたします。会場受付にはサーモグラフィーカメラを設置し、ご来場の株主様には検温をご協力いただきます。サーモグラフィーカメラによる検温で、37.5度以上の発熱が確認された株主様、その他体調不良と見受けられる株主様には、当社運営スタッフがお声掛けをしてご入場をお断りさせていただきます。

また、所要時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び決議事項の詳細な説明を省略する場合があります。本株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合がございます。その場合は、当社ウェブサイト (<https://www.yamazen.co.jp/>) に掲載させていただきますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

**株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

経営理念

人づくりの経営

人を活かし 自業員を育成する

“経営は人なり”・・・企業（会社）にとって一番大切な経営資源は“人”です。社会に誇れる人材を育成します。

切拓く経営

革新と創造に挑戦する

時代は絶えず変化し、同じところに止まっていれば、取り残されます。変化に対応し、新しいことに挑戦します。

信頼の経営

期待に応え 社会に貢献する

“相互信頼”を企業活動の基本とし、産業の発展と豊かな社会づくりに貢献します。

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、なるべく本株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面又はインターネット等により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、3頁から4頁の記載に従い、**2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月24日（木曜日）午前10時		
2. 場 所	大阪市西区立売堀二丁目3番16号 当社本社ビル 7階会議室（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）		
3. 目的事項	報告事項	1. 第75期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第75期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 会社法改正に伴う取締役等に対する業績運動型株式報酬制度再設定の件	
以 上			

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

●株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yamazen.co.jp/>）に掲載させていただきます。

●本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yamazen.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

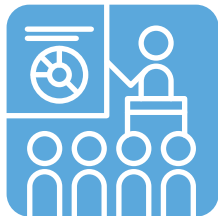
従いまして、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様のご大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に 出席する方法

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

開催日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時
（開場／午前9時）



書面で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示の上、ご返送くだ
さい。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を 行使する方法

次頁のご案内に従って、議案に対す
る賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時30分受付分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主様 御中

〇〇〇〇

XXXXXXXXX 議決権の数 XX 個

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

XXXXXXXXX

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

XXXXXXXXX

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 【賛】の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 【否】の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 【賛】の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

第2、第3号議案

- 賛成の場合 ▶ 【賛】の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 【否】の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

パソコン・スマートフォンから当社の指定する「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

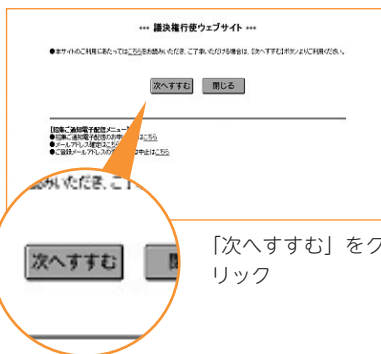
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ※バーコード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、「QRコード®」を利用してアクセスすることも可能です。（「QRコード®」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）
- ※インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
- ※インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。



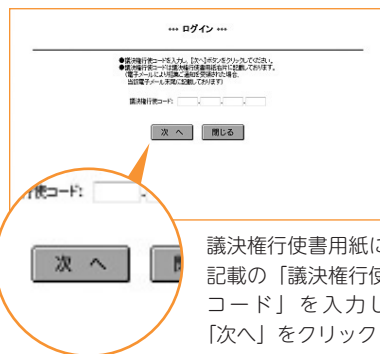
議決権行使手順

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



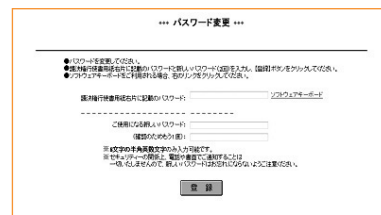
「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し「次へ」をクリック

3 パスワード変更



初回ログイン時は、パスワード変更画面に遷移いたします。
議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力し、株主様のご使用になるパスワードに変更してください。

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

ご注意事項

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先



0120-768-524

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
受付時間：午前9時～午後9時(土曜日・日曜日・祝祭日を除く)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 全員 (8名) の任期が満了いたします。つきましては、意思決定の迅速化を図るため1名減員し、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案について監査等委員会は検討の結果、適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における地位及び担当	取締役在任年数 (本総会終結時)	2020年度における 取締役会出席回数
1	ながお ゆうじ 長尾 雄次	再任	代表取締役社長 社長執行役員	7年	13回/13回 (100%)
2	ささき きみひさ 佐々木 公久	再任	代表取締役 専務執行役員 営業本部長	1年	10回/10回 (100%)
3	やまぞえ まさみち 山添 正道	再任	取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼 管理本部長	3年	13回/13回 (100%)
4	ごうし けんじ 合志 健治	再任	取締役 常務執行役員 機工事業部長	4年	13回/13回 (100%)
5	きしだ こうじ 岸田 貢司	再任	取締役 上級執行役員 営業本部 副本部長 (海外担当) 兼 TFS支社長 兼 機械事業部 海外機械部長	3年	13回/13回 (100%)
6	いせき ひろふみ 井関 博文	再任 社外 独立役員	社外取締役	3年	13回/13回 (100%)
7	すずき あつこ 鈴木 敦子	再任 社外 独立役員	社外取締役	1年	10回/10回 (100%)

- (注) 1. 上記の取締役会出席回数に記載の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 佐々木公久氏及び鈴木敦子氏は、第74回定時株主総会 (2020年6月25日) において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案でお諮りする取締役の各候補者については、既に当該保険契約の被保険者となっており、各候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

なが お ゆう じ
長尾 雄次

(1954年12月25日生)

再任



所有する当社株式の数

41,200株

取締役在任年数（本総会最終時）

7年

取締役会出席回数

13回／13回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	当社入社	2014年 4月	当社上席執行役員住建事業部長
2011年 4月	当社執行役員住設建材統括部副統括部長	2014年 6月	当社取締役上席執行役員
2012年 4月	当社執行役員住建事業部副事業部長兼 東日本統括長	2015年 4月	当社常務取締役上席執行役員
2013年 4月	当社上席執行役員住建事業部長兼西日本統括長	2016年 4月	当社取締役専務執行役員生産財統括
		2017年 4月	当社代表取締役社長社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

長尾雄次氏は、現在当社の代表取締役社長として、当社及びグループを統括しており、豊富な経験に基づき、当社グループの経営の中枢である中期経営計画の遂行に強いリーダーシップを発揮しております。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

特別な利害関係

長尾雄次氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

候補者番号

2

さ さ き き み ひ さ
佐々木 公久

(1957年1月25日生)

再任



所有する当社株式の数

21,500株

取締役在任年数 (本総会終結時)

1年

取締役会出席回数

10回/10回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	当社入社	2018年 4月	当社取締役上級執行役員大阪支社長
2013年 4月	当社執行役員大阪営業本部副本部長	2019年 6月	当社取締役退任 当社常務執行役員
2015年 4月	当社上席執行役員	2020年 4月	当社専務執行役員営業本部長 (現任)
2016年 4月	当社執行役員	2020年 6月	当社取締役
2017年 4月	当社上級執行役員大阪営業本部長	2021年 4月	当社代表取締役 (現任)
2017年 6月	当社取締役上級執行役員		

取締役候補者とした理由

佐々木公久氏は、現在当社の全ての事業を掌握する営業本部の責任者を務め、営業本部全体の経営の指揮を執るなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、現在当社の代表取締役を務めております。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

特別な利害関係

佐々木公久氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

候補者番号

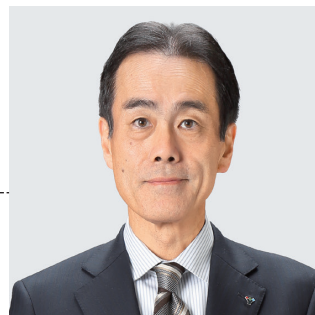
3

やま ぞえ まさ みち

山添 正道

(1960年3月10日生)

再任



所有する当社株式の数

16,100株

取締役在任年数（本総会最終時）

3年

取締役会出席回数

13回／13回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社	2018年 4月 当社上級執行役員
2015年 4月 当社執行役員管理本部法務審査部長	2018年 6月 当社取締役上級執行役員
2016年 4月 当社執行役員管理本部海外管理部長	2020年 4月 当社取締役常務執行役員 経営企画本部長兼管理本部長（現任）
2017年 4月 当社執行役員管理本部副本部長兼海外管理部長	
2017年 11月 当社執行役員管理本部長	

取締役候補者とした理由

山添正道氏は、国内外の法務部門の責任者及び現在経営企画本部と管理本部の責任者を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

特別な利害関係

山添正道氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

候補者番号

4

ごう し けん じ
合志 健治

(1958年8月23日生)

再任



所有する当社株式の数

18,700株

取締役在任年数 (本総会終結時)

4年

取締役会出席回数

13回/13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|---|----------|-------------------------------|
| 1982年 4月 | 当社入社 | 2017年 4月 | 当社上級執行役員経営企画本部長兼
生産財戦略統括部長 |
| 2013年 4月 | 当社執行役員機工事業部マーケティング統括部
戦略企画部長 | 2017年 6月 | 当社取締役上級執行役員 |
| 2014年 4月 | 当社執行役員機工事業部副事業部長兼
マーケティング統括部長兼戦略企画部長 | 2018年 4月 | 当社取締役上級執行役員経営企画本部長 |
| 2016年 4月 | 当社執行役員機工事業部副事業部長 (国内担当) 兼
生産財戦略統括部長兼業務推進部長 | 2020年 4月 | 当社取締役常務執行役員機工事業部長 (現任) |

取締役候補者とした理由

合志健治氏は、経営企画本部の責任者及び現在機工事業部の責任者を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらことから、今後の事業戦略の策定・推進に適切な人材であると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

特別な利害関係

合志健治氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

候補者番号

5

きしだ こうじ
岸田 貢司

(1960年9月2日生)

再任



所有する当社株式の数

14,200株

取締役在任年数（本総会終結時）

3年

取締役会出席回数

13回／13回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社	2018年 4月	当社上級執行役員生産財統轄部長
2016年 4月	当社執行役員機械事業部副事業部長（海外担当）兼 海外機械部長兼本社直轄地域韓国現法長	2018年 6月	当社取締役上級執行役員
2016年 10月	当社執行役員機械事業部副事業部長（海外担当）兼 本社直轄地域韓国現法長	2020年 4月	当社取締役上級執行役員営業本部副本部長（海外担当）兼 機械事業部海外機械部長
		2021年 4月	当社取締役上級執行役員営業本部副本部長（海外担当）兼 T F S支社長兼機械事業部海外機械部長（現任）

取締役候補者とした理由

岸田貢司氏は、現在当社の全ての事業を掌握する営業本部の副本部長を務めており、海外事業においても豊富な経験と実績を有しております。

これらのことから、今後も営業本部全体のグローバル機能強化に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

特別な利害関係

岸田貢司氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

候補者番号

6

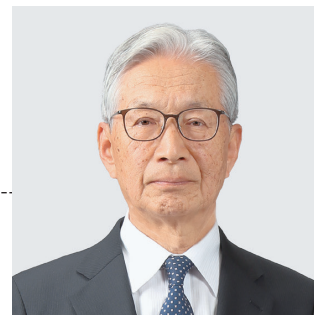
い せ き ひろ ふ み
井関 博文

(1947年9月30日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数(本総会終結時)

3年

取締役会出席回数

13回/13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	株式会社大和銀行(現株式会社りそな銀行) 入行	2011年 1月	同社代表取締役社長
2002年 6月	同行常勤監査役(2006年6月退任)	2015年 4月	同社取締役会長
2006年 6月	大阪機工株式会社(現OKK株式会社) 常勤監査役	2016年 6月	同社相談役(2017年6月退任)
2010年 6月	同社取締役専務執行役員	2018年 6月	当社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

該当なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

井関博文氏は、これまで他社の代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営者としての高い見識や豊富な経験を有しております。当社の経営全般に対する確かな助言をしていただくことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できると判断し、引き続き当社社外取締役としての選任をお願いするものであります。

特別な利害関係

井関博文氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

- (注) 1. 井関博文氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
2. 井関博文氏は、2015年3月までOKK株式会社の代表取締役社長を2016年6月まで同社取締役会長を歴任されました。当社と同社との間には、工作機械の仕入取引があり、その取引額は直近事業年度における当社連結売上高の1%未満であります。
3. 井関博文氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、井関博文氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

7

すず き あつ こ
鈴木 敦子

(1962年9月9日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数（本総会終結時）

1年

取締役会出席回数

10回／10回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	松下電器産業株式会社 (現パナソニック株式会社) 入社	2015年 4月	同社社会環境部長
2008年 4月	同社理事CSR担当室長 (2014年12月退社)	2015年10月	同社オリンピック・パラリンピック推進本部 サステナビリティ推進局長 (兼務)
2010年 4月	国立大学法人奈良女子大学 社外役員・監事 (2012年12月退任)	2017年 4月	アサヒグループホールディングス株式会社 理事CSR部門ゼネラルマネージャー
2015年 1月	アサヒビール株式会社入社	2019年 5月	アサヒビール株式会社退社
		2020年 6月	当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社あさひ社外取締役・ライオン株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木敦子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまで他社においてダイバーシティの推進やCSR方針の策定及びESG戦略の推進を経験されるなど、企業の社会性を高める戦略的CSR/ESGを構築するための幅広い見識と豊富な経験を有しております。

業務執行を行う経営陣から独立した立場で取締役会において積極的にご発言いただくことにより、CSR活動を企業経営に結びつけ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できると判断し、引き続き当社社外取締役としての選任をお願いするものであります。

特別な利害関係

鈴木敦子氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

- (注) 1. 鈴木敦子氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
2. 鈴木敦子氏は、2014年12月までパナソニック株式会社の業務執行者でありましたが、当社と同社との間には、仕入・売上取引があり、その取引額は直近事業年度における当社連結売上高の2%未満であります。
3. 鈴木敦子氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、鈴木敦子氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

ご参考事項

■選任後の取締役会構成

第1号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏名	当社における地位及び担当	社外取締役	独立役員	新任
長尾雄次	代表取締役社長 社長執行役員			
佐々木公久	代表取締役 専務執行役員 営業本部長			
山添正道	取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼 管理本部長			
合志健治	取締役 常務執行役員 機工事業部長			
岸田貢司	取締役 上級執行役員 営業本部 副本部長（海外担当） 兼 TFS支社長 兼 機械事業部 海外機械部長			
井関博文	社外取締役	○	○	
鈴木敦子	社外取締役	○	○	
村井諭	取締役 常勤監査等委員			
津田佳典	社外取締役 監査等委員	○	○	
中務尚子	社外取締役 監査等委員	○	○	○

第2号議案

補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件

監査等委員である取締役 加藤幸江氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。それに伴い、2020年6月25日開催の第74回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 中務尚子氏が加藤幸江氏の補欠として監査等委員である取締役に就任いたしますので、あらためて、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案の決議の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

あか さき ゆう さく
赤崎 雄作 (1983年1月20日生)

所有する当社株式の数

0株

新任

補欠社外

独立役員

略歴及び重要な兼職の状況

2008年 12月 最高裁判所司法研修所終了
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所（現任）

2018年 6月 ニューヨーク州弁護士登録
2021年 4月 京都大学法科大学院非常勤講師（現任）

（重要な兼職の状況）

該当なし

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

赤崎雄作氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまで弁護士としてM&A・企業不祥事・株主総会対応等の会社法務を中心業務とされる他、紛争解決・国内及び国際取引全般等、様々な案件を担当されるなど、幅広い見識と豊富な経験を有しております。

当社の監査等委員である社外取締役に就任した場合、取締役会における議案の審議等につき、客観的・中立的な立場から、弁護士として培われた幅広い見識と豊富な経験をもとに法務・リスク管理の分野において有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと期待し、新たに補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

特別な利害関係

赤崎雄作氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

- (注) 1. 赤崎雄作氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
2. 赤崎雄作氏は、当社が業務を委嘱する弁護士法人中央総合法律事務所に所属しており、同氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社が同法人に支払う年間顧問料は100万円未満であります。
3. 赤崎雄作氏が監査等委員である社外取締役として就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。赤崎雄作氏が監査等委員である社外取締役として就任された場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案

会社法改正に伴う取締役等に対する 業績連動型株式報酬制度再設定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠に代えて、取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、原決議同様、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知34頁「2.会社の現況（3）会社役員 の状況②取締役の報酬等」〕をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。本議案は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額720百万円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は6名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものいたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

2019年8月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、現在の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、198百万円を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、現在の対象期間に関して当社株式180,000株を取得しております。

なお、現在の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に300百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり125,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は125,000株となります。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は54,000ポイントを上限とし、執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は71,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

また、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(125,000株)の発行済株式総数(2021年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.13%です。下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数(1を超えないものとします。)を乗じて得たポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイント数を、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないことといたします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

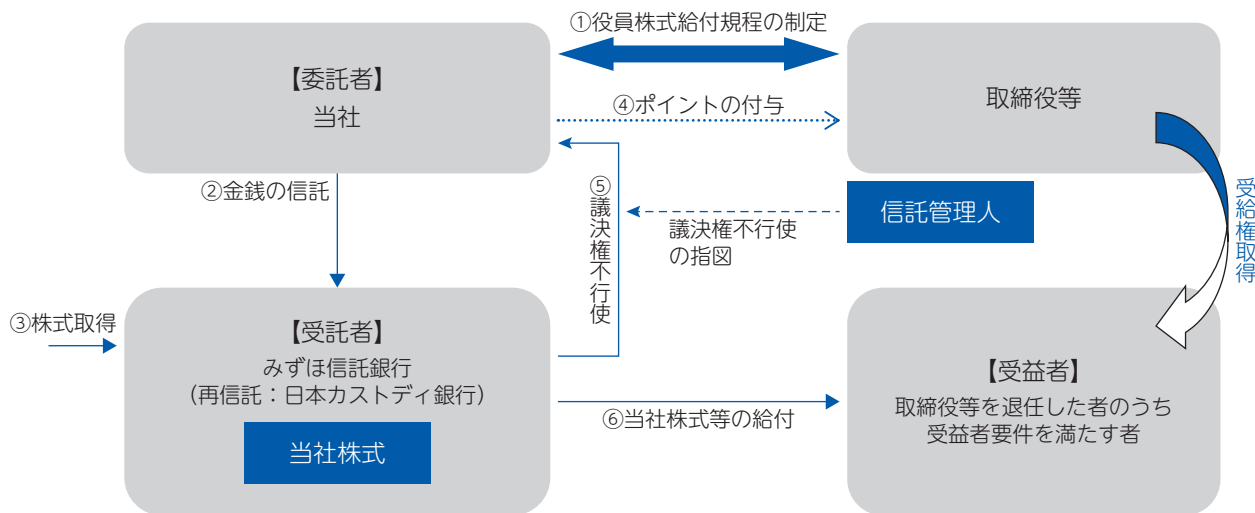
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

ご参考

事業報告サマリー (連結)

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

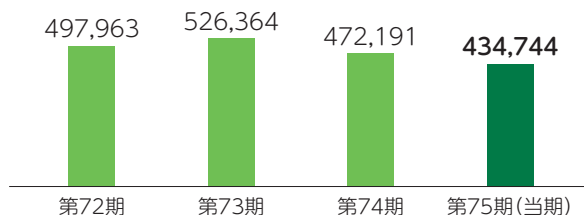
業績ハイライト



業績の推移

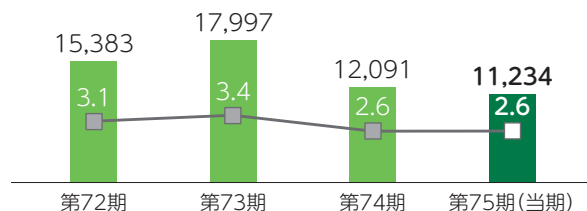
売上高

(単位:百万円)



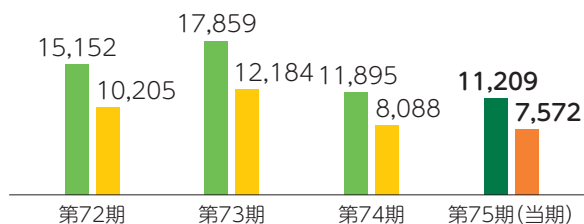
営業利益／営業利益率

■ 営業利益(単位:百万円) □ 営業利益率(%)



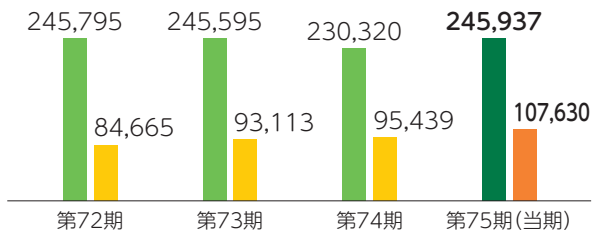
経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益

■ 経常利益 ■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



総資産／純資産

■ 総資産 ■ 純資産 (単位:百万円)



1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループの主な事業領域は、生産財と消費財であり、「設備投資」と「個人消費」の動向が業績に影響を及ぼします。

当社グループを取り巻く事業環境として、設備投資については、米中貿易摩擦の影響等を受け、世界的に製造業の動きが弱まりました。更に新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業活動の制限等もあり、国内外の製造業が低迷する等、厳しい局面が続きました。半導体産業は堅調を維持していますが、裾野の広い自動車産業等の設備投資の冷え込みや、国内の多くの事業所で生産調整が行なわれた結果、稼働率が低下し、生産財の需要は著しく低下しました。第3四半期以降は、事業活動の制約がやや緩和されたことにより、自動車産業等で一部回復傾向が見られ、受注が伸びはじめていますが、機械事業・機工事業とも総じて力強さを欠いた状況にとどまりました。以上のような状況は、中華圏を除いた海外市場においても同様の事象となっております。

一方、個人消費については、雇用と所得環境に対する先行き不透明感は拭えないものの、特別定額給付金の支給とあいまって、いわゆる「巣ごもり消費」の需要が拡大しました。中でも、テレワークや外出自粛及び感染防止に関連する消費財の需要は高まりました。

また、住宅設備関連の消費財においては、新設住宅着工戸数の減少が続くなか、第3四半期以降は、オンラインコミュニケーションを活用した顧客接点を増やすとともに、感染症対策を徹底した施工等を行うことで、リフォーム需要は徐々に回復を見せ、堅調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は434,744百万円（前期比7.9%減）となりました。利益面につきましては、営業利益は、11,234百万円（前期比7.1%減）、経常利益は、11,209百万円（前期比5.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、7,572百万円（前期比6.4%減）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

【生産財関連事業】

国内機械事業は、コロナ禍の影響により、期初の受注は大幅ダウンを余儀なくされましたが、その後、緩やかに持ち直しつつあります。裾野の広い自動車産業等においては、徐々に復調の兆しがあり、また半導体製造装置の部品加工向け等の工作機械受注が伸びる局面もありましたが、力強さを欠いた状況にとどまりました。

国内機工事業も、工作機械の販売低迷、生産現場の稼働率低下の影響を受け、切削・補要工具をはじめ全般的に需要が低迷しました。第2四半期後半に入り、自動車関連をはじめ、一部の工場では稼働率が緩やかな回復傾向を示し、第3四半期以降は切削工具や自動化設備等の出荷が増加しました。

また、2020年2月以降、当社が企画する大型展示商談会を中止したことが事業にマイナスの影響を及ぼしましたが、WEBによるセミナー・商談会を積極的に展開し、顧客との接点の強化を図り、これを補いました。

海外生産財事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、未だ外出・移動規制やロックダウン等を行なっている国・地域がありますが、ワクチン接種等により確実に事業活動が再開されつつあります。このような中、早期にコロナ禍を脱した中国では、半導体や自動車関連の受注が活発であり、台湾においてもパソコンやタブレット端末を製造するEMS向けの工作機械の受注が増加しました。また、ASEANにおいても第3四半期以降、タイ・ベトナム等の一部の国における受注及び販売が回復傾向にあり、北米においても同様の傾向が見られます。

全般的に厳しい環境下でありましたが、特定分野における成長は認められました。特にモノづくりにおける次世代化の動きは活発で、5GやEV投資の拡がり、またロボットやICTを活用した自動化指向の拡がりを背景とする投資意欲の高まりがありました。なかでも自動化・省人化の流れは、人手不足対策やコスト対策に加え、生産現場における「3密」を避けるニーズが新たに発生しました。当社グループは、このような多様なニーズに応えるべく、エンジニアリング機能の強化により、ソリューション提案を拡充しました。

その結果、生産財関連事業の売上高は265,059百万円（前期比15.9%減）となりました。

【消費財関連事業】

〔住建事業〕

住建事業は、コロナ禍の影響でメーカーショールームの一時休館や訪問活動の自粛が実施されたことにより、住設機器の営業活動は大幅に制限されました。一方で、補助金や給付金を活用した商品の提案活動や換気と空調機器のセット提案を強化したことにより、ルームエアコンやエコキュート、衛生機器等の水廻り商品が堅調に推移し、空気清浄機や除菌・脱臭機等の感染症対策商品の販売も拡大しました。第3四半期以降は、オンラインコミュニケーションの活用や販売ツールの拡充、感染症対策を徹底した地域密着型のスモール展示会等でリフォーム需要を喚起し、販売拡大に注力しました。さらに、非住宅分野においても、各種補助金を活用した設備改修提案を積極的に行ないました。

その結果、住建事業の売上高は58,741百万円（前期比2.2%減）となりました。

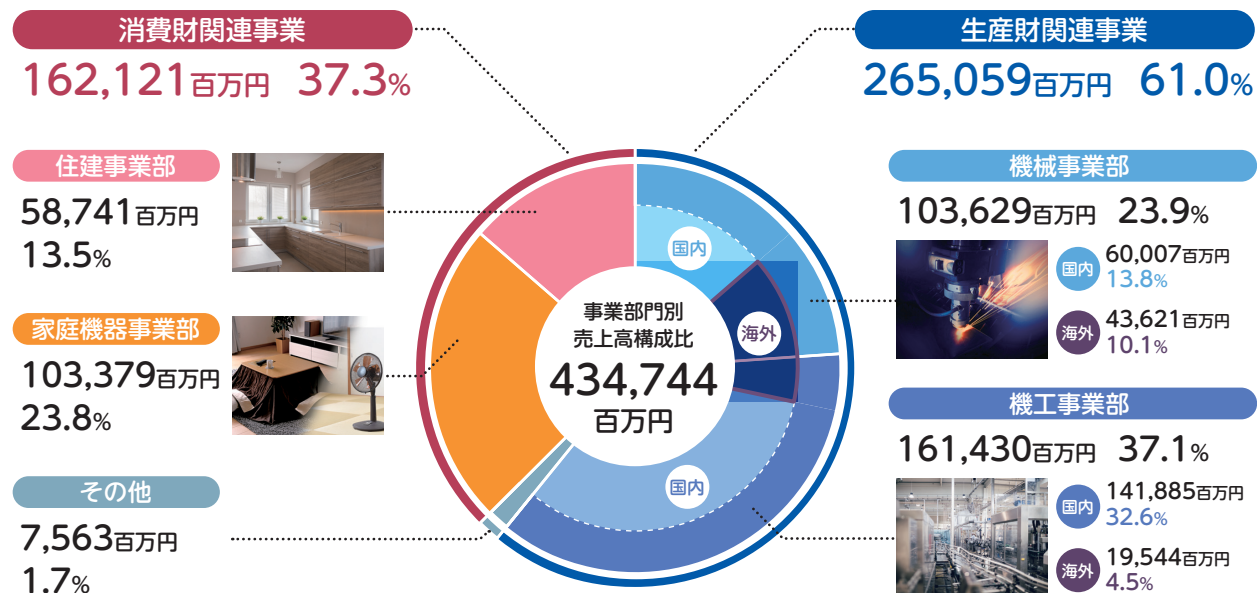
〔家庭機器事業〕

家庭機器事業は、コロナ禍において消費者の購買行動の変化により生じた「巣ごもり消費」に合致する商品が多く、ECサイトを含むネット通販を中心に、ホームセンターや家電量販店向けが順調に推移しました。特に調理家電や加湿器の他、デスク・チェア等の売上が伸長しました。また、夏物季節商品である扇風機は、暑さ対策以上に換気意識の高まりが購買意欲を喚起して販売台数が伸び、サーキュレーターを含め、換気を目的とする商品の旺盛な需要は継続しました。冬物季節商品においては、暖房器具等が好調に推移しました。

一方、プライベートブランド商品の開発にも注力しており、消費者ニーズを捉えた商品開発とラインアップ強化に取り組んでまいりました。さらに、ECサイト拡充による販路拡大と共に、B to C物流の効率化に向けた取り組みを行ないました。

その結果、家庭機器事業の売上高は103,379百万円（前期比18.1%増）となりました。

企業集団の部門別売上高・売上高構成比



部 門	期 別	前 期 (2020年3月期)		当 期 (2021年3月期)	
		金 額 (百万円)	構 成 比 (%)	金 額 (百万円)	構 成 比 (%)
生産財	機械事業部 (国内)	88,399	18.7	60,007	13.8
	機械事業部 (海外)	43,086	9.1	43,621	10.1
	機械事業部 計	131,485	27.8	103,629	23.9
	機工事業部 (国内)	162,962	34.5	141,885	32.6
	機工事業部 (海外)	20,761	4.4	19,544	4.5
	機工事業部 計	183,724	38.9	161,430	37.1
	計	315,210	66.7	265,059	61.0
消費財	住建事業部	60,054	12.7	58,741	13.5
	家庭機器事業部	87,521	18.6	103,379	23.8
	計	147,576	31.3	162,121	37.3
	そ の 他	9,404	2.0	7,563	1.7
	合 計	472,191	100.0	434,744	100.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

②設備投資の状況

当社は、第73期より長期的な企業競争力の強化に向けた基幹システム等の刷新事業に着手しており、開発過程における支払い（支払総額6,290百万円）が発生しております。

③資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、新規の資金調達は行っておりません。なお、新型コロナウイルス感染症拡大による不測の資金需要に備えるため、取引銀行4行との間でコミットメントライン契約を締結しております。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第72期 2018年3月期	第73期 2019年3月期	第74期 2020年3月期	第75期(当期) 2021年3月期
売上高	497,963	526,364	472,191	434,744
営業利益	15,383	17,997	12,091	11,234
経常利益	15,152	17,859	11,895	11,209
親会社株主に帰属する当期純利益	10,205	12,184	8,088	7,572
1株当たり当期純利益	107円79銭	128円80銭	85円60銭	80円25銭
総資産	245,795	245,595	230,320	245,937
純資産	84,665	93,113	95,439	107,630

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 当社は、株式給付信託（BBT）を導入しており、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	事業内容
Yamazen, Inc.	8 百万USドル	100.0%	北米地域における主として当社取扱商品の販売
Yamazen (Thailand) Co., Ltd.	118 百万バーツ	100.0%	タイ及び周辺地域における主として当社取扱商品の販売
Yamazen Co., Ltd.	200 百万NTドル	100.0%	台湾及び周辺地域における主として当社取扱商品の販売
Souzen Trading (Shenzhen) Co., Ltd.	2.5 百万USドル	100.0%	中国における主として当社取扱商品の台湾系企業への販売
Yamazen (Shanghai) Trading Co., Ltd.	1.5 百万USドル	100.0%	中国(華東、華北)における主として当社取扱商品の販売
Yamazen (Shenzhen) Trading Co., Ltd.	2 百万USドル	100.0%	中国(華南)における主として当社取扱商品の販売

(注) Souzen Trading (Shenzhen) Co., Ltd.における当社の出資比率は、間接保有もあわせて算出しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループがめざす持続的成長の実現には、専門商社として変化に的確かつ迅速に対応することが最も重要と認識しており、来期を最終年度とする3か年中期経営計画『CROSSING YAMAZEN 2021』を着実に実行してまいります。当中期経営計画では、①国内事業の強化、②グローバル展開の加速、③機能商社化による収益力強化、④eコマースの拡充、⑤事業拡大を支える経営基盤の強化の5つを主要方針として掲げ、重点的かつ大胆な投資に積極的に取り組んでまいります。



① 国内事業の強化

主要取り組みテーマ

- 省人化・自動化ニーズへの対応強化
- 将来有望な市場の開拓・強化
・電気自動車(EV)、食品・薬品・化粧品(三品市場)、農業、航空宇宙等



② グローバル展開の加速

主要取り組みテーマ

- 成長市場の強化(インド等)
・拠点/テクニカルセンターの増設
- 海外物流の整備による業務・物流の効率化
- 自動化需要の取り込み
・自前で技術対応できる体制づくり、Slerとの提携
- 安全保障貿易に対応した輸出管理体制の強化



③ 機能商社化による収益力強化

主要取り組みテーマ

- 省人化・自動化ニーズへの対応強化
- エンジニアリング機能の強化、Slerとの提携
- エネルギーソリューション事業の強化
- 新経営基幹システムへの刷新
- デジタル営業支援ツールの活用



④ eコマースの拡充

主要取り組みテーマ

- 家庭機器事業部のネット販売拡大
・ユーザービリティ向上を通じた、ロイヤリティ獲得と維持
- 海外機工でのグローバルeコマースの検討
- 専門店としての品揃え・付帯サービスの拡充
- 物流機能の強化
- 新規(モール)出店



⑤ 事業拡大を支える経営基盤の強化

主要取り組みテーマ

- ERP等導入によるグローバルでのシステム統合

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業	事業内容
生産財関連事業	【機械事業部】 工作機械（マシニングセンタ、CNC旋盤、CNC研削盤、CNCフライス盤、放電加工機、汎用工作機械、3Dプリンター等）、鍛圧・板金機械（プレス、シャーリング、ベンディングマシン、レーザー加工機）、射出成形機、ダイカスト成形機、CAD/CAM、工作機械周辺機器（産業用ロボット、測定機器、自動化周辺機器、工作補要機器等）等の販売、輸出入、海外調達・生産工場の海外移転支援及び三国間取引、工場生産設備並びにシステムのトータルプランニング
	【機工事業部】 マテハン（物流機器）、メカトロ（メカトロ機器、ロボット、自動化ソフトウェア、省力化機器）、環境改善機器、切削工具、補要工具、作業工具、電動工具、測定・計測機器、流体機器（コンプレッサー/塗装機、ポンプ・送風機・流体継手、加熱/冷熱機器、攪拌機/混合機）、産業機器（溶接/発電機、鍛圧/板金/鋼材加工機、洗浄機、安全・衛生・セキュリティ）、鉄骨加工機械、空調設備機器（空調/冷暖房機器、クリーンルーム機器等）、BCP関連サービス等の販売、輸出入、海外調達・生産工場の海外移転支援及び三国間取引/工場生産設備並びにシステムのトータルプランニング及び製品部材調達とその販売
	【住建事業部】 厨房機器、調理機器、浴室機器、洗面機器、給湯機器、衛生機器、空調・換気関連機器、太陽光発電、蓄電池、床暖房、太陽熱温水器、蓄熱式暖房機、管工機材、内装建材、外装建材、介護機器、インテリア、サッシ、エクステリア、地盤、建築副資材、建設資材、建設機材、構造躯体、機械工具関連、オフィス機器、ホーム機器、IoT機器、BCP関連機器等の販売、関連工事及びサービス
消費財関連事業	【家庭機器事業部】 家電（扇風機・暖房機器・調理・AV・照明）、インテリア家具、アウトドア・レジャー用品、キッチン・日用品、エクステリア、ガーデニング・農業、健康機器、衛生・ヘルスケア、工具、車用品・バイク用品、防災用品等の企画、開発及び販売

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)**①国内営業拠点**

- 大阪本社 (大阪市)
- 東京本社 (東京都港区)
- 名古屋支社 (名古屋市)
- 九州支社 (福岡市)
- 広島支社 (広島市)
- 北関東・東北支社 (さいたま市)

②海外営業拠点

営業地域	営業組織の名称	営業組織に属する主要な子会社	所在地
北米	北米支社	Yamazen, Inc.	米国
台湾	台湾支社	Yamazen Co., Ltd.	台湾
中国	中国支社	Yamazen (Shanghai) Trading Co., Ltd.	中国
		Yamazen (Shenzhen) Trading Co., Ltd.	
アセアン	アセアン支社	Yamazen (Thailand) Co., Ltd.	タイ

(注) 営業地域及び顧客属性ごとに事業を区分したビジネスユニットを支社と称しております。

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)**①企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,149名	72名増

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,736名	25名増	37.8歳	13.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

①発行可能株式総数	200,000,000株
②発行済株式の総数	95,305,435株
③株主数	4,730名
④上位10名の株主	

株主名	持株数	持株比率
山善取引先持株会	8,787千株	9.29%
東京山善取引先持株会	6,008千株	6.35%
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,970千株	6.31%
株式会社みずほ銀行	3,272千株	3.46%
山善社員投資会	3,078千株	3.25%
株式会社りそな銀行	3,067千株	3.24%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,660千株	2.81%
名古屋山善取引先持株会	2,325千株	2.45%
広島山善取引先持株会	1,542千株	1.63%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 0M02 505002	1,375千株	1.45%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (757,995株) を控除して計算しております。
 2. 自己株式には株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 (180,000株) は含めておりません。
 3. 記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

①取締役の状態 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長尾雄次	最高経営責任者 (CEO)
代表取締役	野海敏安	
取締役	佐々木公久	営業本部長
取締役	山添正道	最高情報責任者 (CIO)、経営企画本部長、 最高財務責任者 (CFO)、管理本部長
取締役	合志健治	機工事業部長
取締役	岸田貢司	営業本部 副本部長
取締役	井関博文	
取締役	鈴木敦子	③イ記載のとおりであります
取締役 (常勤監査等委員)	村井 諭	
取締役 (監査等委員)	加藤幸江	③イ記載のとおりであります
取締役 (監査等委員)	津田佳典	③イ記載のとおりであります

- (注) 1. 取締役井関博文氏及び鈴木敦子氏並びに監査等委員である取締役加藤幸江氏及び津田佳典氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、井関博文氏、鈴木敦子氏、加藤幸江氏及び津田佳典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への継続的な出席による情報収集、内部監査部門等との十分な連携を通じ監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
3. 監査等委員である取締役津田佳典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。
4. 当社は、業務執行を行わない取締役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行を行わない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員としての職務の執行に起因して発生した損害賠償請求に係る損害を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)並びに執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求による損害は上記保険契約により填補されません。

②取締役の報酬等

イ. 報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬等は、さらなる企業価値の向上を経営上の重要課題と位置づけ、企業価値の向上に資するものであるべきと考え、短期的な視点だけではなく中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める報酬制度とすることを基本方針としております。

取締役の報酬等は、定額の「固定報酬」と業績等により支給額が変動する「業績連動報酬」を適切に組み合わせることにより、有能な人材の確保及び企業価値向上のインセンティブの生成を実現し、さらなる企業価値の向上を図る報酬制度の構築を目指しております。

なお、当社の役員の報酬等の額の決定過程において取締役会は、会社の業績、事業規模等の様々な要因を踏まえ、役員の報酬等の決定方針並びにその手順について定めております。

ロ. 報酬等の決定方針に関する事項

(取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法)

上記基本方針を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の決定方針を、2021年2月10日開催の取締役会において決議しております。

(決定方針の内容の概要)

役職ごとの方針

当社は、各役員の責任や役割等に対する成果に報いるため、各役員の責任や役割等に応じて、職位別に一定の基準を設けており、同一の職位であっても前年度の実績等に応じて、一定の範囲で昇給が可能な仕組みとしております。

なお、社外取締役につきましては、昇給枠のある報酬は支給しておりません。

(報酬等の構成)

当社の取締役の報酬等は、定額の「固定報酬」と業績等により支給額が変動する「業績連動報酬」によって構成されており、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。）の報酬の支給割合は、同業他社等の水準を踏まえて、連結経常利益基準値100%達成の場合、概ね「固定報酬60%」、「業績連動報酬40%（うち金銭報酬約8割、非金銭報酬約2割）」としております。

i) 固定報酬

・「定例報酬」(金銭報酬)

「基本報酬」、「代表報酬」、「取締役報酬」、「職務報酬」から成り、取締役内規及び執行役員規則に役位別の基準を定めております。定例報酬は、毎月一定の時期に支給しております。

ii) 業績連動報酬

当社の業績連動報酬は、事業年度ごとの会社の業績に連動する「賞与」(短期インセンティブ報酬)と3事業年度ごとの期間中の会社の業績等の目標指数に応じて役員退任後に当社株式等を支給する「株式報酬」(中長期インセンティブ報酬)で構成されます。

当社は、業績連動報酬に係る指標は「連結経常利益」を選択しており、当社グループの総合的な収益力を評価軸とすることで、当社役員の経営全般への貢献度が測定可能となることから、当該指標を採用しております。当事業年度を含む連結経常利益の推移は、「1. 企業集団の現況 (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

・「賞与」(金銭報酬)

連結経常利益を指標とし、当期の業績目標の達成度合いに応じて、取締役内規に定める、「利益基準額(連結)」をベースに支給額を決定しております。当該報酬の支給時期は毎年一定の時期としております。

なお、社外取締役には「賞与」の支給はありません。

・「株式報酬」(非金銭報酬)

当該報酬制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。)に対して、当社の役員株式給付規程に定める連結経常利益の目標達成度等に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度となります。

なお、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。)が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時となります。

当社取締役報酬制度の全体像

区 分		取 締 役 (監査等委員を除く。)		取締役 (監査等委員)	
		取締役	社外取締役	取締役	社外取締役
固 定 報 酬	定 例 報 酬 (金 銭 報 酬)	○	○	○	○
業 績 連 動 報 酬	賞 与 (金 銭 報 酬)	○	—	○	—
	株 式 報 酬 (非 金 銭 報 酬)	○ (退任時)	—	—	—

八. 株主総会の決議に関する事項

当社は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額720百万円以内（定款で定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は15名、当該株主総会終結時点の員数は9名）とし、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額90百万円以内（定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名、当該株主総会終結時点の員数3名）と決議いただいております。

また、上記決議とは別枠として、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。当該株主総会終結時点の員数5名）及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入することを決議いただいております。なお、当該報酬は3事業年度分の上限として300百万円（うち、取締役分として130百万円）としております。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内であることを条件に取締役会が有しております。取締役会は、取締役内規及び執行役員規則において、職位別に設けられた一定の基準の範囲内で、会社の業績や取締役個人の成果等を評価して、個別の報酬額を算定することを、代表取締役社長 長尾雄次に委ねております。当該権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰的に見た上で、各役員の責任や役割等の評価を行うのは代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

当該算定方法、算定結果等については、社外取締役2名を含む監査等委員会に報告しており、監査等委員会はその妥当性を確認しております。なお、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内であることを条件に、監査等委員の協議で、それぞれ個別の報酬額を決定しております。

ホ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、上記のとおり取締役個人の報酬額の決定を代表取締役社長に委任しておりますが、その算定方法、算定結果等については、監査等委員会に報告しております。監査等委員会においては、報酬額の算定方法等を確認し、それぞれの役割と職責、業績等にふさわしい水準となっているか検討し、相当であると判断しております。取締役会は、監査等委員会の検討結果を尊重しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬		
		定例報酬 (金銭報酬)	賞 与 (金銭報酬)	株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	323 (10)	262 (10)	61 (-)	- (-)	8名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	37 (13)	31 (13)	5 (-)	- (-)	3名 (2名)
合 計	361	294	67	-	11名

(注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

2. 業績連動型株式報酬については、当事業年度における業績評価の結果、発生しておりませんので、上記株式報酬の額に記載しておりません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容
取締役	鈴木 敦 子	株式会社あさひ	社外取締役
		ライオン株式会社	社外監査役
取締役（監査等委員）	加 藤 幸 江	ダイドーグループホールディングス株式会社	社外監査役
		弁護士法人中央総合法律事務所	弁護士
取締役（監査等委員）	津 田 佳 典	第一稀元素化学工業株式会社	社外監査役
		あすかコンサルティング株式会社	代表取締役
		津田佳典公認会計士事務所	公認会計士

- (注) 1. 当社は、鈴木敦子氏との間で2019年12月16日から2020年6月24日までの期間において、SDGs・ISO・女性活躍推進などの分野でのアドバイスをいただくためアドバイザリー契約を締結しておりましたが、当社が同氏に支払った顧問料は200万円未満であります。
2. 当社は、弁護士法人中央総合法律事務所から、社外取締役加藤幸江氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社が同法人に支払う年間顧問料は100万円未満であります。
3. その他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会 (13回開催)		監査等委員会 (13回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	井 関 博 文	13回	100%	—	—
取締役	鈴木 敦 子	10回	100%	—	—
取締役（監査等委員）	加 藤 幸 江	13回	100%	13回	100%
取締役（監査等委員）	津 田 佳 典	13回	100%	13回	100%

- (注) 1. 社外取締役鈴木敦子氏は、2020年6月25日就任後開催の取締役会より出席しております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

・社外取締役に期待される役割と活動状況

社外取締役の井関博文氏は、これまで他社の代表取締役社長を歴任するなど、企業経営者としての高い見識や豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し的確な助言を行うことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

社外取締役の鈴木敦子氏は、これまで他社においてダイバーシティの推進やCSR方針の策定及びESG戦略の推進等の経験に基づき、企業の社会性を高める戦略的CSR／ESGを構築するための幅広い見識と豊富な経験を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した立場で取締役会において積極的に発言し、CSR活動を企業経営に結びつけ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

監査等委員である社外取締役の加藤幸江氏は、弁護士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外取締役・社外監査役としての経験と高い見識に基づき、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監督的役割を担っております。

監査等委員である社外取締役の津田佳典氏は、公認会計士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外監査役としての豊富な経験と高い見識に基づき、財務諸表の適正性、監査全般にわたる適正性の確保において、適宜助言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	55百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等の対応に関する助言等についての対価を支払っております。

④重要な子会社の監査

当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

⑤会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、グローバル化・多様化する経営環境のなかで、内部統制とコンプライアンスを経営上の重要課題として受け止め、経営の公正性と透明性を高めるため、「内部統制委員会」を設置し、また、「広く社会から信頼され、期待され、支持される事業体」であるためには、CSR活動の積極的・継続的な取り組みが不可欠であるとし、この方針の徹底・浸透に向けた活動を具体的かつ効果的に展開するため、「コンプライアンス委員会」を設置しております。

なお、その整備状況は以下のとおりであります。

①当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

◇経営上のリスクとその網羅性を加味し、取締役の職務分担をより明確にし、職務（責任）を執行する上で必要な権限を定めております。

◇会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会は、一部の重要な業務執行の決定を代表取締役、取締役兼務執行役員、常務以上の役付執行役員、及び執行役員である各事業部長により構成される経営戦略会議の決定を経ることを条件として代表取締役社長に委任しており、重要度の高い事項についての取締役会における審議の充実及び監督機能の強化を図るとともに、その他の事項について、代表取締役社長による意思決定の迅速化を図っております。

◇経営会議及び執行役員会、各種委員会において、重要案件の事前審議を行い、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。

②当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

◇会社内に存在する重要なリスクの洗い出しと、その回避又は低減については、職務分掌・業務フロー・業務上のルール（統制方法）を定めた上で、すべて規程として整備（文書化）し、重要なプロセスが、この規程に基づいて行われる体制を築いております。

◇CSR活動を推進するため、事務局である当社の経営企画部がリスクの管理を総合的に行うとともに、リスクマネジメントの遂行を統制しております。また、当該活動に関しては、内部統制委員会が独立的立場からその有効性を評価するとともに、コンプライアンス委員会がリスクの顕在化防止あるいは低減に向けた具体的かつ効果的な活動を行っております。

③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

◇文書管理規程その他の社内規程に基づき、当社の取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理し、取締役が随時閲覧できる体制をとっております。

④当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

◇当社は、子会社に対し、社内規程に基づいて、当該子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を求めています。

⑤当社の子会社の業務の適正を確保するための体制

◇当社の子会社においても、各子会社の置かれた環境・企業規模を踏まえ、役員派遣に関する事項・権限（当社と各子会社の権限分配）・業務報告・文書保管・内部監査・危機管理・教育の各項目に関して、当社と共同で業務の適正を確保するための体制（仕組み）を構築しております。

⑥当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

◇企業の社会的責任の重要性を厳粛に受け止め、CSR活動の推進体制を整備するとともに、コンプライアンスを経営の重要課題と位置付け、『山善グループ企業行動憲章』を制定しております。

◇法令順守及び企業倫理の徹底について、教育・研修の充実を図っております。また、『山善グループ企業行動憲章』を従業員に対する行動規範として位置付け、これを周知徹底するため、計画的な啓発に努めております。

◇企業内不祥事の発生を抑制するため社内通報窓口（内部通報に関する制度）を設置し、正当な理由に基づく内部通報者の保護に努めるとともに企業倫理の徹底を図っております。

◇以上の活動に関し、内部統制委員会が独立的立場からその有効性を評価するとともに、コンプライアンス委員会がリスクの顕在化防止あるいは低減に向けた具体的かつ効果的な活動を行っております。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

◇監査等委員会の職務を補助するため、一定の知識・経験を有するスタッフ（監査等委員会スタッフ）を複数名置くものとしております。

⑧前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

◇監査等委員会スタッフの人事に関する事項は、監査等委員会の同意を要するものとしております。

◇監査等委員会スタッフの職務は、監査等委員会の指揮の下で行われるものとしております。

⑨当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

◇当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は法令及び定款に違反する事実を把握したときは、社内規程に基づき、直ちに当該事実を当社の監査等委員会に報告するものとしております。

⑩前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

◇当社は、社内規程において、経営陣から独立した窓口の設置、情報提供者の秘匿及び当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記しております。

⑪監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

◇当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑫その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ◇定期的に代表取締役と監査等委員会との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ることとしております。
- ◇監査等委員会は、内部監査部との適切な連携関係を維持するとともに、会計監査人との定期的な会合を行うなど、相互の認識を共有、深化すべく努めるものとしております。
- ◇監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員が経営会議その他の重要な会議に出席できるものとするほか、会議の議事録、各種報告書、決裁書類等を監査等委員が適時かつ容易に閲覧しうる体制を保持するものとしております。
- ◇法令に基づく重要な開示書類については、全て開示前に監査等委員会への報告及び閲覧を要すものとしております。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制

- ◇財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行っております。システムの運用にあたっては、内部統制委員会を設置し、その信頼性・適切性の合理的な担保のため、内部監査を担う内部監査部と連携し、整備・運用状況の有効性評価を行っております。

⑭反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ◇当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。
- ◇この基本方針を、コンプライアンスの基本概念として定めた当社の行動規範、『山善グループ企業行動憲章』に明記し、ガイドブックを作成の上、当社グループ社員全員に配布・周知しております。
- ◇当社は、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

- ◇当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を13回、代表取締役、取締役兼務執行役員、常務以上の役付執行役員、及び執行役員である各事業部長により構成される経営戦略会議を14回開催し、重要な業務執行の意思決定を行っております。また、常勤の取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を12回、執行役員会を12回開催し、将来予測を含めた業績レビュー及び業務執行に関する検討を行っております。
- ◇その他の業務の適正を確保するための体制については、内部統制システムに組み込まれており、それぞれの重要なプロセスが、定められた規程に則って運用されていることを、内部統制委員会が評価し、その結果を取締役に報告することにより確認しております。
- ◇監査等委員会は、業務の適正を確保するため、代表取締役との相互の意思疎通を図る定期会合を2回開催し、会社の経営方針を踏まえ、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をしております。会計監査人との相互認識の共有、深化を目的とする定期会合を四半期ごとに開催し、監査等委員会監査の実効性向上に努めております。また、監査等委員は、必要に応じて各種会議・委員会に出席し、業務の適正確保に努めております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定した財務基盤の確立と収益力の向上を図り、株主の皆様への安定的な配当の継続を基本に、自己株式の取得も含め、利益水準を考慮して利益還元を行うことを基本方針としております。この方針の下、3ヵ年中期経営計画では連結配当性向30%を目処として当期の連結業績や財務状況等を総合的に勘案しながら配当金額を算定しております。

内部留保金につきましては、株主資本の一層の充実を図りつつ、持続的な事業発展に繋がる有効な投資に充当し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	金額 (百万円)
(資 産 の 部)	
流動資産	202,475
現金及び預金	63,734
受取手形及び売掛金	86,607
電子記録債権	11,259
有価証券	12,000
商品及び製品	25,425
その他	3,837
貸倒引当金	△388
固定資産	43,462
有形固定資産	13,098
建物及び構築物	4,082
機械装置及び運搬具	71
工具、器具及び備品	999
土地	3,717
リース資産	3,478
その他	749
無形固定資産	8,449
投資その他の資産	21,913
投資有価証券	18,052
破産更生債権等	78
退職給付に係る資産	1,977
繰延税金資産	326
その他	1,639
貸倒引当金	△161
資産合計	245,937

科目	金額 (百万円)
(負 債 の 部)	
流動負債	127,749
支払手形及び買掛金	60,614
電子記録債務	51,531
短期借入金	29
リース債務	423
未払法人税等	2,436
賞与引当金	2,780
商品自主回収関連費用引当金	32
その他	9,901
固定負債	10,558
長期借入金	135
リース債務	4,179
繰延税金負債	4,140
退職給付に係る負債	252
その他	1,849
負債合計	138,307
(純 資 産 の 部)	
株主資本	97,400
資本金	7,909
資本剰余金	7,561
利益剰余金	82,887
自己株式	△957
その他の包括利益累計額	9,755
その他有価証券評価差額金	8,891
繰延ヘッジ損益	87
為替換算調整勘定	1,551
退職給付に係る調整累計額	△774
非支配株主持分	474
純資産合計	107,630
負債・純資産合計	245,937

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科 目	金額 (百万円)	
売上高		434,744
売上原価		372,071
売上総利益		62,672
販売費及び一般管理費		51,438
営業利益		11,234
営業外収益		
受取利息	1,352	
受取配当金	205	
その他	285	1,843
営業外費用		
支払利息	1,774	
その他	93	1,867
経常利益		11,209
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	106	106
特別損失		
固定資産除却損	1	
固定資産売却損	0	
子会社整理損	20	21
税金等調整前当期純利益		11,294
法人税、住民税及び事業税	3,590	
法人税等調整額	48	3,639
当期純利益		7,654
非支配株主に帰属する当期純利益		81
親会社株主に帰属する当期純利益		7,572

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

	株主資本 (百万円)				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,909	7,561	77,604	△957	92,118
当期変動額					
剰余金の配当			△1,323		△1,323
剰余金の配当 (中間配当)			△945		△945
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,572		7,572
自己株式の取得				△0	△0
連結範囲の変動			△21		△21
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	5,282	△0	5,282
当期末残高	7,909	7,561	82,887	△957	97,400

	その他の包括利益累計額 (百万円)					非支配 株主持分 (百万円)	純資産 合計 (百万円)
	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,447	68	379	△1,956	2,938	382	95,439
当期変動額							
剰余金の配当							△1,323
剰余金の配当 (中間配当)							△945
親会社株主に帰属する 当期純利益							7,572
自己株式の取得							△0
連結範囲の変動							△21
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	4,443	18	1,172	1,182	6,816	92	6,908
当期変動額合計	4,443	18	1,172	1,182	6,816	92	12,190
当期末残高	8,891	87	1,551	△774	9,755	474	107,630

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	169,265	流動負債	117,042
現金及び預金	44,364	支払手形	3,463
受取手形	15,240	電子記録債務	51,257
電子記録債権	11,282	買掛金	51,433
売掛金	65,328	リース債務	423
有価証券	12,000	未払金	2,714
商品及び製品	18,657	未払費用	1,666
未収入金	1,546	未払法人税等	2,102
その他	1,219	預り金	785
貸倒引当金	△373	賞与引当金	2,120
固定資産	45,606	商品自主回収関連費用引当金	32
有形固定資産	8,259	その他	1,042
建物	1,498	固定負債	8,600
構築物	18	リース債務	4,179
機械及び装置	20	繰延税金負債	2,989
車両運搬具	3	その他	1,430
工具、器具及び備品	438	負債合計	125,643
土地	2,787	(純 資 産 の 部)	
リース資産	3,478	株主資本	80,277
その他	12	資本金	7,909
無形固定資産	8,267	資本剰余金	7,554
ソフトウェア	1,687	資本準備金	3,452
ソフトウェア仮勘定	6,483	その他資本剰余金	4,101
その他	96	利益剰余金	65,771
投資その他の資産	29,079	その他利益剰余金	65,771
投資有価証券	17,813	圧縮積立金	6
関係会社株式	5,973	別途積立金	51,100
破産更生債権等	68	繰越利益剰余金	14,664
前払年金費用	2,913	自己株式	△957
その他	2,460	評価・換算差額等	8,951
貸倒引当金	△150	その他有価証券評価差額金	8,864
資産合計	214,872	繰延ヘッジ損益	87
		純資産合計	89,228
		負債・純資産合計	214,872

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科 目	金額 (百万円)	
売上高		388,959
売上原価		337,729
売上総利益		51,229
販売費及び一般管理費		42,120
営業利益		9,109
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	203	
仕入割引	1,253	
その他	145	1,613
営業外費用		
支払利息	277	
売上割引	1,456	
その他	129	1,863
経常利益		8,859
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	106	106
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		8,964
法人税、住民税及び事業税	3,130	
法人税等調整額	△293	2,836
当期純利益		6,128

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

	株主資本 (百万円)									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,909	3,452	4,101	7,554	7	46,100	15,805	61,912	△957	76,418
当期変動額										
圧縮積立金の取崩					△0		0	—		—
別途積立金の積立						5,000	△5,000	—		—
剰余金の配当							△1,323	△1,323		△1,323
剰余金の配当 (中間配当)							△945	△945		△945
当期純利益							6,128	6,128		6,128
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	△0	5,000	△1,140	3,858	△0	3,858
当期末残高	7,909	3,452	4,101	7,554	6	51,100	14,664	65,771	△957	80,277

	評価・換算差額等 (百万円)			純資産合計 (百万円)	
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高		4,446	68	4,514	80,933
当期変動額					
圧縮積立金の取崩					—
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△1,323
剰余金の配当 (中間配当)					△945
当期純利益					6,128
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		4,417	18	4,436	4,436
当期変動額合計		4,417	18	4,436	8,295
当期末残高		8,864	87	8,951	89,228

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

株式会社 山 善
取締役会 御中

2021年5月13日

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 直[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山善の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山善及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 山 善
取締役会 御中

2021年5月13日

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤 紳太郎[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 直[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山善の2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社 山 善 監査等委員会

常勤監査等委員 村 井 諭[㊞]

監査等委員 加 藤 幸 江[㊞]

監査等委員 津 田 佳 典[㊞]

(注) 監査等委員 加藤幸江及び津田佳典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会 会場の ご案内



会場

大阪市西区
立売堀二丁目3番16号

当社本社ビル 7階会議室



交通

地下鉄中央線・千日前線阿波座駅下車、2号出入口を出て中央大通を東へ
大阪トヨペットビル角を右折、南へ約150メートル



当社本社ビル
[7階会議室]

駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。